

中央会

組合活性化情報



2005.10
No.492

わかやま

- 第57回中小企業団体全国大会
- ステップアップ講座「これからの新連携」
- 平成18年度 中小企業関係概算要求
- 上半期新規加入組合

No.492

2005.10

Contents

W A K A Y A M A

今月のトピックス	1
● ～第57回中小企業団体全国大会～	
ステップアップ講座	4
● 「これからの新連携のあり方」PART	
施策情報	6
● 「中小企業関係概算要求」の概要	
● 労働保険適用促進月間・最低賃金	
● 中小企業退職金共済キャンペーン	
シニアパワーの活用	13
会員だより	14
● 紀州路クリーン大作戦	
くみあい元気ルポ	15
● 白浜温泉旅館（協）	
平成17年度上半期新規加入組合	16
全国先進組合事例	18
地域の就職支援活動	21
情報連絡員報告	22
共済制度のご案内	24

今月のトピックス

第57回中小企業団体全国大会開催!!

～北の大地で誓おう フロンティア精神 組織の力～

平成17年9月15日(木)“札幌ドーム”(札幌市)において第57回中小企業団体全国大会が開催され、全国から昨年の倍にあたる約8,200人の参加者がありました。

全国中央会佐伯会長の挨拶の後、各議案が上程審議承認され、続いて組合功労者等の表彰式、大会宣言などが行われました。原油等の原材料価格の高騰など中小企業が抱える問題が山積する中、北の大地北海道から力強いメッセージが発信されました。

大会会場ではその他、北海道物産品展示即売会も同時開催され、こちらも大盛況でした。

また、本大会には和歌山県中央会関係からも多数のご参加をいただき、独自の視察研修を盛り込んだ企画のもと、充実した全国大会参加となりました。

次回第58回大会は、東京都で開催される予定です。

大会決議

1 景気対策、中小企業対策の充実・強化

我が国経済の活力の源泉である中小企業が景気回復を実感できるよう適時・適切な景気対策を実施すること。

中小企業が新連携、新事業展開、産学官連携等に果敢に取り組んでいけるよう、中小企業対策予算の大幅増額など中小企業対策全体を拡充すること。

2 中小企業連携組織対策の確保・充実と中小企業組合制度見直しへの適切な対応

中小企業連携組織対策は、全国いたるところの中小企業が事業協同組合等の「連携組織」に結集して取り組む経営革新、新事業展開等を全面的に支援するものであり、中小企業対策の重要な柱である。したがって、国及び都道府県が一体となって実施する中小企業連携組織対策を確保・充実するとともに、同対策の実施を担う中小企業団体中央会の指導体制を整備・強化すること。また、中小企業組合制度見直しに向けた検討に当たっては、既存組合に与える影響や既存組合が有する真のニーズを十分に把握し適切に対応すること。

3 中小企業金融対策の充実

長期にわたり厳しい経営を強いられている中小企業を金融面から支援するため、政府系中小企業金融機関の機能の維持・強化、信用補完制度の適正な見直し、担保・保証に過度に依存しない融資の推進など中小企業金融対策を充実すること。



4

まちづくり推進のための新たな枠組みの構築と中小商業・物流業・サービス業振興対策の強化

コンパクトで暮らしやすくにぎわいのあるまちづくりを理念とする「まちづくり推進のための新たな枠組み」を早急に構築すること。また、商店街をはじめとする商業集積の整備と個店づくりへの支援を強化すること。

中小卸売業、中小運輸業について、経営環境の変化に対応するための支援を拡充強化すること。また、新たなサービスの創出や生活衛生関係サービス業の支援策を充実・強化すること。

5

景気・経営環境に配慮した税制の見直しと中小企業関係税制等の充実・強化

税制の見直しは、中小企業を取り巻く景気や経営環境を十分配慮し、慎重に対応すること。

中小企業と、その支援組織である中小企業組合の経営基盤の強化と積極的な事業展開等を促進するため、税負担の軽減と中小企業関係税制等の充実・強化を図ること。

6

円滑な事業承継を可能とする税制の充実

7

中小企業を重視した労働・教育政策の展開

8

社会保障制度改革に関わる企業負担の抑制

9

中小企業並びに官公需適格組合への官公需発注の増大実現

10

不当廉売の防止及び下請取引の適正化等の強化

中小企業者に不当な不利益を与える不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法や消費者の適正な商品選択を妨げる不当表示、過大な景品提供行為に対し、国は、監視・監督機能のさらなる強化を図り、迅速かつ厳正に対処するとともに、一層効果的な措置を講ずること。

また、親事業者の優越的地位の濫用等による不公正取引が依然として後を断たないことから、下請中小企業が不当なしわ寄せを受けることがないよう、下請取引の一層の適正化を図ること。さらに、下請中小企業が下請取引環境の変化に対応できるよう、実効ある経営基盤強化策を講ずること。



11 信用組合に対する支援の充実



12 環境・リサイクル対策の支援強化

今日のかつ社会的課題である環境・リサイクル問題に中小企業及び中小企業組合が迅速かつ的確に対応するため、国及び地方公共団体は、予算・金融・税制等を始めとする各種支援策を強化するとともに、政府系中小企業金融機関は、環境・リサイクル関連の融資制度を拡充すること。

13 組合等を中心としたIT対応支援策の拡充

中小企業が経営革新を推進し、経営基盤の強化を図るためにはITの活用は不可欠であるにもかかわらず、利活用が進む大企業との格差は一層の拡大を見せている。このため、中小企業における情報担当者の育成、組合等が行う電子商取引システム開発等への支援を拡充するとともに、行政の電子化に伴う中小企業者の対応支援のほか、個人情報保護法への対応、セキュリティ対策に対する一層の支援拡充を図ること。

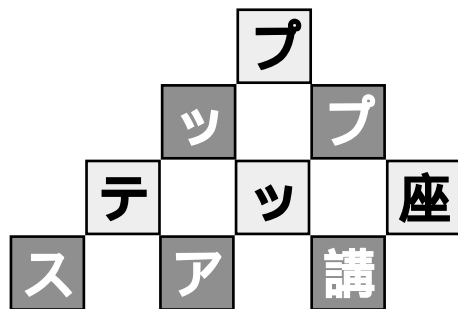
第57回全国大会組合功労者表彰 ～おめでとうございます～



有田トラック運送事業協同組合
理事長 浜井 弘至氏



和歌山県鉄構工業協同組合連合会
理事長 北村 忠治氏



これからの新連携の

～新連携の意義、行政支援のあらまし～

わが国経済社会をめぐる構造変化はいちじるしく、この事態に対応、中小企業は高付加価値商品・サービスを迅速に提供し、自らが積極的に新たな市場を開拓する能力をそなえることが大切です。

市場をめざして新たな事業活動に挑む中小企業を力強くサポートするために本年4月に施行された「中小企業新事業活動促進法」のあらまきは「中央会わかやま」8月号で述べられているところですが、本法3分野のひとつ「新連携」に

ついて本稿で詳述しようとするものです。

本稿については次のように考えています。

第1回・・・新連携の意義、行政支援のあらまし

第2回・・・新連携の事例

第3回・・・新連携について組合としての対応

なお、本テーマについては、前記「中央会わかやま」8月号をご参照ください。

新連携のメンバーと事業内容

1. 私が新連携に関する説明文書を読んだとき、これは要するに異業種連携のことではないかと思いました。異業種連携は20年も前にブームとなり、私も和歌山県や大阪府の中央会などで連携に関する事業に従事したことがあり、いまなぜこの問題がクローズアップされるにいたったのか疑問を抱きました。この事情については「中小公庫だより」8月号において中京大学小川英次学長就筆にかかる「新連携政策の発足に当たって」で述べられていることを紹介しましょう。

「わが国経済に、中小企業の発意、創意によりイノベーションを一斉に起こすことが、しかもその発展を加速することが、わが国経済にとり、極めて重要な時期となった。・・・多岐にわたるイノベーション活動を貫徹し、市場活動（販路開拓）へと結集させるための手立てが、今の時点で必要であり、機も熟した。・・・今回の「新連携」は従来と異なり、官民力の限りを尽くして、イノベティブな製品あるいはサービスを、あるいは物流過程、マーケティング過程を新しい発想でつなぎ、長い価値連鎖を一挙に立ち上げようとするにある。」

つまり新連携のポイントは、異業種の中小企業同士が技術・ノウハウ等の強みを持ち寄りすりあわせを行うことによって高付加価値の製品・サービスを創出するための事業化に取り組み市場化を実現することにあります。この計画が的確と国から認められたグループはさまざまな支援が受けられます。

2. 新連携メンバーは2社以上の異分野の中小企業者が必要ですが、ここで留意しなければならないことは、同分野で

も持ち寄るノウハウや技術の中身が異なる場合は異分野として取り扱われることです。このほか組合、大学研究機関、大企業、NPO、農業者などを含めることは可能です。

メンバーの中から事業連携の核となる企業を決めておかなければなりません。これをコア企業といい、連携グループを代表、社外的には窓口となります。コア企業には、中小企業者だけでなく、企業組合、協業組合、事業協同組合もなり得ます。従って組合としては今後新しい活動分野が開けると期待されます。

なおせっかく立ち上げた連携グループなのに、組織力が弱ければうまく機能しない懸念がありますので、有機的な連携が求められます。グループの法人化は必ずしも求められていないものの、メンバーの役割分担、責任体制等を定めた規約等は作成しておく必要があります。

3. 連携グループによる新しい事業活動の内容として、次の4分野が示されています。

新商品の開発または生産

新サービスの開発または提供

商品の新たな生産又は販売方式の導入

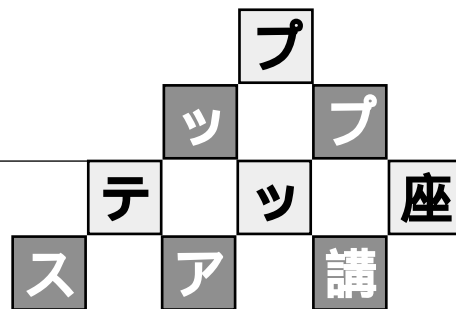
サービスの新たな提供方式の導入、その他の新たな事業活動

となっていますが、内容について新規性に乏しいもの（当該地域や業種において、既に相当程度普及している技術・方式の導入等）及び事業性及び市場性に乏しいもの（研究開発段階に止まる事業等）は対象外となります。

4. これらの事業に取り組み更にこの分野についての市場開拓をはからなければなりません。

あり方 PART

中小企業診断士 芝野 寛也



支援内容

補助金、金融、税制等多岐に亘りますが、本稿では補助金について述べます。

1. 連携体構築支援

連携体の構築そのものについての補助金で、内容例としては規程の作成、コンサルタント等にかかる経費です。

2. 事業化・市場化支援

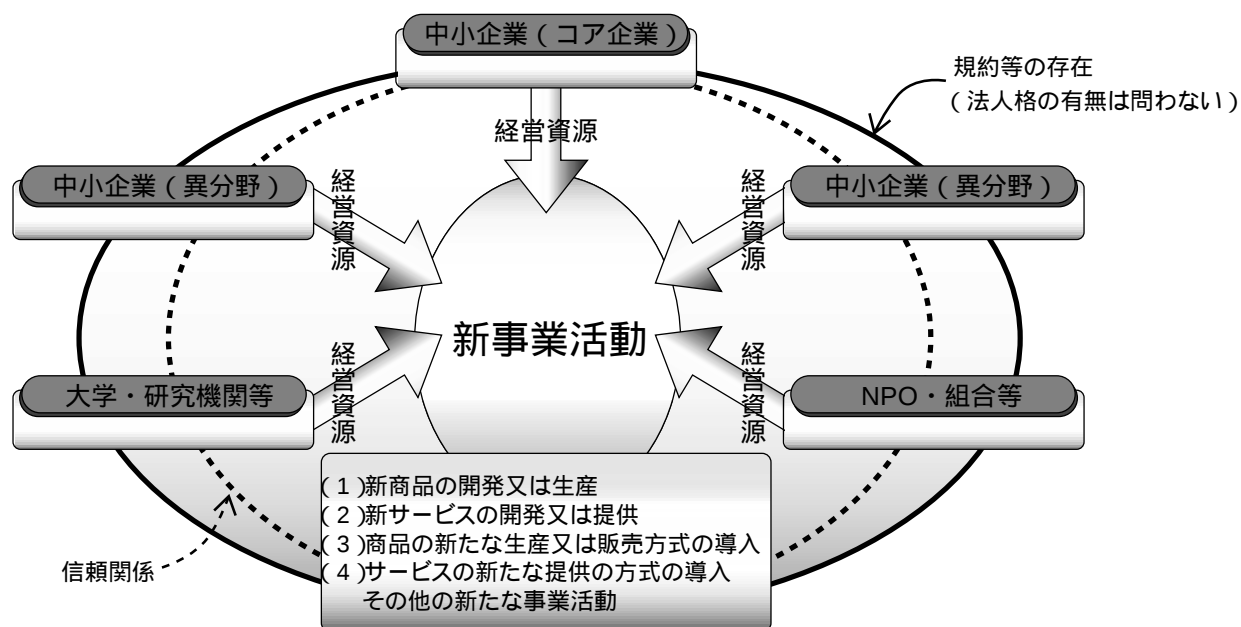
連携体が行う事業の市場化のための補助金で、内容例としては新商品開発にかかる実験・試作、規程作成（工程管理マニュアルなど）、研究会、マーケティング、市場調査等にかかる経費です。

なお、1、2とも補助率は2/3（つまり自己負担1/3）となっています。

取り組みにあたっての手順

計画認定申請書を作成して近畿経済産業局に提出していただくことになります。進め方については「中央会わかや

ま」8月号をご参照ください。なお申請書に添付する事業計画の期間は3～5年です。



新事業分野開拓

〔新たな需要が相当程度開拓されるもの〕

（財務要件）
10年以内に融資返済、投資回収が可能な持続的なキャッシュフローの確保

「新連携」とは

異分野の事業者
有機的な連携
（コア企業、規約等の存在）
経営資源の有効な組合せ
新事業活動
それによる新事業分野開拓

平成18年度 中小企業関係 概算要求・財政投融资要求の概要

平成17年8月

経済産業省

中小企業庁

．基本的考え方

我が国全体の景気は緩やかに回復しているものの、中小企業の景況は一進一退の状況にある。

このような状況の下、高度部材・基盤産業を支える中小企業を重点的に支援すると共に、中小企業の新事業展開支援や資金供給の円滑化等に万全を期すことにより、我が国経済・雇用の面で重要な役割を担う中小企業を活性化し、景気回復・雇用拡大をより確かなものとする必要がある。

このため、以下の考え方を基本に概算要求及び財政投融资要求を行う。

1．高度部材・基盤産業を支える中小企業への支援

新産業創造戦略2005に挙げられている先端的産業分野等の競争力の源泉となる、高度部材・基盤産業を支える技術を担う中小企業に対し、川上・川下ネットワークの構築や研究開発への支援等、重点的な支援を行う。

2．中小企業の新事業展開や事業再生への支援

異なる分野の中小企業の連携による新製品の開発など、中小企業の新事業への挑戦を後押しする他、将来性のある中小企業の事業再生への取り組みを支援する。

3．中小企業の人材確保・育成支援

高等工業専門学校等と連携した実践教育や、優れた

経営ノウハウや技術開発能力等を持つOB人材の活用により現場の人材育成を図るほか、若者と中小企業とのネットワーク構築等により、人材確保・育成を支援する。

4．中小企業金融の多様化・円滑化

担保や個人保証に過度に依存しない融資を促進するほか、利用者の視点に立って信用補完制度を見直すことにより、中小企業金融の多様化・円滑化を図る。

5．商店街・中心市街地活性化の重点化

都市機能全般の市街地集約とにぎわい回復に一体的に取り組み、コンパクトなまちづくりを目指す地域に対し、重点的・集中的に支援する。

．概算要求額及び財政投融资要求額

1．中小企業対策等の概算要求額

平成18年度要求額	平成17年度予算	対前年増減
1,451億円	1,300億円	+151億円

三位一体改革による18年度 廃止額：107億円
この他、財務省、厚生労働省において540億円を計上（平成17年度：430億円）

- ・中小企業金融公庫（保険部門）に対する出資等（財務省計上） 481億円
- ・国民生活金融公庫に対する利子補給金（財務省計上） 21億円
- ・独立行政法人 勤労者退職金共済機構に対する運営費交付金（厚生労働省計上） 38億円

2. 財政投融资要求額（貸付規模）

単位：億円

	18年度 計 画	17年度 当初計画	16年度 実 績
中小企業金融公庫 （うち証券化）	注1 18,000 1,503	18,300 1,503	16,463 130
国民生活金融公庫 （うちマル経）	注2 28,000 5,000	30,000 5,000	23,582 2,084

（注1）予想しがたい経済事情の変動その他やむを得ない事情により、計画額に不足が生じる見込みが明らかになった場合には、財投からの借入及び債券限度額について5割を限度に増額することがで

きる（弾力条項）ので、最大2兆5,827億円の貸付規模を確保することが可能。

（注2）国民生活金融公庫は普通貸付ベース。上記弾力条項に基づき、仮に弾力性の効果を全て普通貸付に振り向ければ、最大で4兆900億円の貸付規模を確保することが可能。

（注3）商工組合中央金庫については、融資計画は1.8兆円としている。なお、商工組合中央金庫の貸付規模については、実需に応じ債券発行等による資金調達を的確に行い、所要の規模を確保することが可能。

. 重点項目

1. 高度部材・基盤産業を支える中小企業への支援

「新産業創造戦略2005」で挙げられている先端的産業を始め、現在及び将来において我が国を牽引して行く重要産業が今後とも競争力を維持・強化するためには、基盤技術を担う中小企業の競争力を高めて行くことが重要。

しかし、こうした中小企業は、市場競争の進展に伴う系列関係の変化、技術の一層の高度化・専門化、人材確保・育成の困難さなど、様々な経営環境の変化や経営課題に直面している。

このため、川上・川下産業の情報共有の促進、研究開発への支援など、戦略的・重点的な施策パッケージを構築するとともに、必要な法的措置を検討する。

（1）川上・川下間のネットワークの構築支援

基盤技術を担う川上中小企業と、燃料電池や情報家電等の川下産業間の緊密なコミュニケーションを通じた「情報の非対称性の解消」「川上中小企業が行う技術開発の不確実性の低減」を図るため、川上・川下間の連携・すり合わせをコーディネートする人材の配置や、両者の情報交換の場の創設、マッチング機会の創出など、川上・川下間のネットワーク構築に向けた取り組みを支援する。

川上・川下ネットワーク構築支援事業

18年度要求額	17年度予算
4.0億円	（新 規）

（2）基盤技術の研究開発支援

我が国経済を牽引していく産業分野（重要産業分野）

の競争力を支える基盤技術の高度化に向けて、革新的かつハイリスクな研究開発や、生産プロセスのイノベーション等を実現する研究開発に取り組む中小企業を支援する。

戦略的基盤技術高度化支援事業

18年度要求額	17年度予算
92.0億円	（新 規）

（3）高専等を核とした中小企業人材育成システムの構築

地域の高専等との連携により、地元の中小企業のニーズに即した技術教育を行うため、プロジェクトを実施する機関がカリキュラムの開発や研修等を行う。

高専等活用 人材育成支援

18年度要求額	17年度予算
12.0億円	(新規)

(4) 計量標準による技術の精度・信頼性の客観的な証明

中小企業が行う加工・製造プロセスの精度・信頼性を客観的に証明し、製品の市場への供給を支援するため、地域の試験検査機関等による精度管理システムの構築や人材育成、施設整備等を行う。

中小企業への計量標準基盤強化事業

18年度要求額	17年度予算
11.0億円	(新規)

(5) 基盤技術の承継の円滑化

ものづくり中小企業が蓄積・保有する技術・技能の

承継を円滑化するため、自社が有する設計・加工ノウハウ等を電子的に蓄積・活用する事を可能にする汎用性の高いソフトウェアを開発し、中小企業者に提供する。

中小企業基盤技術継承支援事業

18年度要求額	17年度予算
7.0億円	(新規)

(6) 中小企業の知的財産権の保護・活用支援

中小企業の知的財産権の創造、保護及び活用を支援するため、知的財産の活用の問題を抱える中小企業に対し、知的財産の活用ノウハウや問題解決方法の普及を目的としたセミナーを全国各地の商工会・商工会議所で開催するほか、窓口相談や専門家派遣を行う。

中小企業知的財産啓発普及事業

18年度要求額	17年度予算
2.0億円	(新規)

2. 新事業展開や事業再生への支援

我が国経済の活性化のためには、経済活力の源泉である中小企業の積極的な事業展開を促すことが必要。このため、新事業に挑戦する中小企業に対し、新製品・サービス開発から市場化・販路開拓まで一貫した支援を行うほか、経営状態を立て直すべく事業再生に取り組む中小企業を強力に支援する。

(1) 「新連携」による新事業展開への支援

異なる分野の中小企業が連携した新事業活動（新連携）による新事業展開を促進するため、各地域に設置された「新連携支援戦略会議」が中核となり、技術やマーケティング、金融等の専門家により事業計画の策定段階から市場化に至るまでフォローアップを行い、技術開発や販路開拓等を支援する。

	18年度要求額	17年度予算
新連携支援事業	54.4億円	(46.0億円)

(2) 創業や新事業活動への密接な支援

商工会・商工会議所等の優れた支援人材（シニアアドバイザー）が創業や新事業展開を志す者に対し、ビ

ジネスプラン策定や市場調査等の支援を行うことにより、創業、経営革新の芽の開花・結実を支援する。

シニアアドバイザー事業

18年度要求額	17年度予算
14.8億円	(12.0億円)

(3) JAPANブランド育成支援事業

地域の特性を生かした製品の魅力を更に高め、全国さらには海外のマーケットにおいても通用する高い評価（ブランド力）を確立すべく、商工会・商工会議所等が地域の企業等をコーディネートしつつ行う、マーケットリサーチ、新商品・デザインの開発・評価、展示会参加等の取組に対して、複数年度に亘って総合的支援を行う。

JAPANブランド育成支援事業

18年度要求額	17年度予算
11.1億円	(9.1億円)

(4) 再生に取り組む中小企業への支援

今後も増加が見込まれる中小企業の再生へのニーズに対応するため、再生計画策定支援のための体制を強

化するなど、中小企業再生支援協議会の強化を図る。更に、再生ノウハウの普及に向けたセミナー開催により、再生支援人材を育成する。

中小企業再生支援協議会事業

18年度要求額	17年度予算
30.5億円	(29.7億円)

3. 中小企業の人材確保・育成支援

中小企業の積極的な事業展開を図るためには、ものづくり人材など企業の中核を担う優秀な人材が不可欠。

このため、各地域における中小企業と若者との相互理解の促進や、高専等を核とした地域における人材育成、企業等のOB人材の技術・ノウハウを有効活用するためのマッチング事業等を行う。

(1) 若者と中小企業とのネットワーク構築事業

若者の就業対策と中小企業の人材確保対策を促進するため、ジョブカフェや教育機関を活用しながら、若者と地元中小企業との相互理解を促進するモデル事業を支援する。

若者と中小企業とのネットワーク構築事業

18年度要求額	17年度予算
22.5億円	(新規)

(2) 高専等を核とした中小企業人材育成システムの構築(再掲)

地域の高専等との連携により、地元の中小企業のニーズに即した技術教育を行うため、プロジェクトを実施する機関がカリキュラムの開発や研修等を行う。

高専等活用 人材育成支援

18年度要求額	17年度予算
12.0億円	(新規)

(3) 企業OBと中小企業のマッチング支援

中小・ベンチャー企業の新事業展開や経営革新等に不足しがちな、経営戦略等を助言する知見やノウハウを持った人材(企業等のOB)の掘り起こしや情報提供により、中小企業とのマッチングを行うことで中小企業の経営・技術等の向上を支援する。

企業等OB人材活用推進事業

18年度要求額	17年度予算
12.8億円	(5.1億円)

(4) 少子化時代に対応した経営への支援

仕事と育児を両立できる職場環境作り等、少子化に対応した経営を行っている中小企業の例を調査・分析した上で、ベストプラクティスを普及することにより中小企業の少子化対策を促進する。

中小企業 少子化対応経営 普及事業

18年度要求額	17年度予算
1.1億円	(新規)

4. 中小企業金融の円滑化

不動産担保や保証人に過度に依存しない融資の一層の拡大とともに、信用補完制度について、利用者

ニーズや利用状況の変化等を踏まえた制度の抜本的な見直しを行うこと等により、中小企業者の資金調達の円滑化を図る。

特に、無担保融資については、民間金融機関による中小企業者向け無担保融資を促進するため、昨年7月に開始した証券化支援業務の枠を2700億円に拡大するとともに、対象となる中小企業の拡大を行う。また、政府系金融機関についても無担保融資の限度額引上げ等を行う。

(1) 担保や個人保証に過度に依存しない融資の推進

民間金融機関等の貸付債権の証券化への支援や、政府系金融機関による無担保・無保証融資の促進等、中小企業に対する、担保や個人保証に過度に依存しない融資を推進する。

	18年度要求額	17年度予算
証券化支援事業	59.0億円	(35.0億円)
政府系金融機関による無担保融資の限度額引き上げ等 (財投要求)		
・ 中小公庫		
無担保	5千万円 → 8千万円	
担保一部免除(免除割合の上限75%)	8千万円 → 1億2千万円	

・ 商工中金

無担保	8千万円 → 1億2千万円
担保一部免除(免除割合の上限75%)	8千万円 → 1億2千万円

(2) 信用補完制度の抜本的な見直し

信用補完制度について、利用者の視点に立った制度の見直しやサービスの向上、保証協会と金融機関との適切な責任共有による連携強化、更には信用補完制度の持続的な運営基盤の確立等、制度創設以来の抜本的な見直しを行う。

信用保証協会の運営基盤の強化等

	18年度要求額	17年度予算
	67.7億円	(54.0億円)

5. 商店街・中心市街地活性化対策の重点化

まちの郊外化や少子高齢化、将来的な人口減少等、商店街・中心市街地を巡る環境が厳しさを増す中で、コンパクトなまちづくりに取り組む先進的地域に対して戦略的な支援を行う等、商店街や中心市街地の活性化対策の重点投入を図る。

(1) コンパクトなまちづくりに取り組む中心市街地への重点的な支援

コンパクトなまちづくりに向けて、都市機能の市街地への集約と、中心市街地のにぎわい回復を一体的に取り組む地域に対し重点的な支援を行い、中心市街地活性化策の先進地域モデルを示す。

戦略的中心市街地	中小商業等活性化	支援事業
	18年度要求額	17年度予算
	80.0億円	(41.0億円)

(2) 少子高齢化に対応した商業施設整備

少子高齢化に対応するため、空き店舗を活用した保育所やバリアフリー舗道の整備等を促進し、先導的な商業施設の整備を促進する。

少子高齢化等対応 商業施設整備事業

	18年度要求額	17年度予算
	25.4億円	(新規)

労働保険適用促進月間

知らないのは問題です。
入らないのは**大問題**です。

労働者を1人でも雇っている事業主は
労働保険に加入する**義務**があります。

労働保険適用促進月間 10/1 → 10/31

加入の手続など詳しくは、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)へお問合せください。

《参考》労働基準監督署及び公共職業安定所(ハローワーク)の電話番号

●労働基準監督署

和歌山...073-431-0211
御 坊...0738-22-3571
橋 本...0736-32-1190
田 辺...0739-22-4694
新 宮...0735-22-5295

●公共職業安定所(ハローワーク)

和歌山...073-425-8609
新 宮...0735-22-6285
田 辺...0739-22-2626
御 坊...0738-22-3527
湯 浅...0737-63-1144

海 南...073-483-8609
橋 本...0736-33-8609
串 本...0735-62-0121

あっ そうだ！ 今年の最賃 いくらかな？

和歌山労働局では、和歌山県最低賃金を時間額 **649円** に改正決定し、平成17年10月1日から適用しています。

なお

- 1 最低賃金は、常用労働者のみでなく、臨時・パート・アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
- 2 最低賃金には、精皆勤手当・通勤手当・家族手当・賞与等は含まれません。
- 3 「鉄鋼業」・「百貨店、総合スーパー」については、これより高い産業別最低賃金が適用されます。

詳細のお問合せ先

和歌山労働局労働基準部 賃金室 TEL (073) 422-2174

又は最寄りの労働基準監督署迄

経営者の退職金制度を 知っていますか？

「小規模企業共済」ってのは
経営者が事業をやめたり、
役員を退いたときなどに備える

退職金制度

なんだって！

将来もらえる共済金は
一括で受け取ると

退職所得扱い

になって税制上の
Wメリット！

毎月3万円の
掛金(年間36万円)で例えば
課税対象所得400万円の方ならば

93,200円の節税！

にもなるのよ！

本制度についてのお問い合わせ・お申し込みは

和歌山県中小企業団体中央会

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地 和歌山県経済センター7階

TEL 073-431-0852

FAX 073-431-4108

URL <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/>

本制度は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しております。

TEL 03-3433-7171(共済相談室) FAX 03-5470-1542

ミニエパワーの活用

65歳雇用 導入プロジェクト

高年齢者雇用安定法改正の概要

平成25年4月までに65歳までの雇用が全ての企業に義務づけられました。

雇用確保義務は、平成18年4月1日より平成25年4月1日までに段階的に雇用義務年齢を引き上げる必要があります。

定年の定めをしている事業者については、65歳までの定年の引き上げ、継続雇用制度の導入、定年の定め廃止、以上のいずれかの高年齢者雇用確保措置を講じなければなりません。

62歳 ▶▶ 63歳 ▶▶ 64歳 ▶▶ 65歳
H18.4～H19.3 H19.4～H22.3 H22.4～H25.3 H25.4～

Q & A

Q 継続雇用を希望する者について、定年後、子会社やグループ会社へ転籍させ、転籍先において65歳までの雇用が確保されていれば、親会社として高年齢者雇用確保措置を講じたものと見なしてよいのですか。

A 改正高年齢者雇用安定法第9条の継続雇用制度については、定年まで高年齢者が雇用されていた企業での継続雇用制度の導入を求めているものですが、定年まで高年齢者が雇用されていた企業以外の企業であっても、両者一体として一つの企業と考えられる場合であって、65歳まで安定した雇用が確保されると認められる場合には、改正高年齢者雇用安定法第9条が求める継続雇用制度に含まれるものであると解釈できます。

具体的には、定年まで雇用されていた企業と、継続雇用する企業との関係について、次の「及び」の要件を総合的に勘案して判断することとなります。

会社との間に密接な関係があること（緊密性）

具体的には、親会社が子会社に対して明確な支配力（例えば、連結子会社）を有し、親子会社間で採用、配転等の人事管理を行っていること。

子会社において継続雇用を行うことが担保されていること（明確性）

具体的には、親会社においては、定年退職後子会社において継続雇用する旨の、子会社においては、親会社を定年退職した者を受け入れ継続雇用する旨の労働協約を締結している又はそのような労働慣行が成立していると認められること。

問 い
合わせ
相談先

65歳雇用導入プロジェクト

TEL：073-431-0852 FAX：073-431-4108

E-mail：info@chuokai-wakayama.or.jp

会員だより

紀州路クリーン大作戦2005開催！！ ～ 和歌山駅前通商店街振興組合～

8月27日（土）県内の国・県・市町村道において、「紀州路クリーン大作戦2005～美しい街は道路から～」が開催されました。

このイベントは、地域の方々に、道路と親しみ、ふれあう機会を持ってもらおうと、国・県・市町村が主催し、8月の道路ふれあい月間に合わせて、昨年から実施しており、今年は家族連れなど約9千人の県民が参加しました。

今回のクリーン大作戦には、当会会員組合である和歌山駅前通商店街振興組合が参加されていました。組合の加藤理事長に話を聞くと、「今までは商店街で通りを掃除していましたが、みんなが同じTシャツを着て、意識的に街をきれいにしようとする事で、連帯感も生まれてくると思う。今後もこのようなイベントがあれば、参加していきたい。」と話されていました。

当日はTシャツの他、タオルなどが参加者に配られ、参加者は皆気持ちの良い汗を流していました。



和歌山駅前通商店街振興組合

TEL : 073-433-3689





白浜リピーター 何度でも行きたい温泉

～ 白浜温泉旅館協同組合 ～

プロフィール

古来より、「牟婁の温湯」、「紀の温湯」の名で知られる日本屈指の名湯「白浜温泉」は、「日本書紀」にも記述され、1300年余の歴史を誇る由緒ある温泉地です。

白浜温泉旅館協同組合も、昭和22年3月の設立と古く、豊かな温泉の湯煙と共に観光地としての文化を育みながら現在に至ってきました。

しかし昨今の観光業をとりまく環境は大変厳しいものがあり、当白浜温泉としても集客増加に向けて個性あるサービスの創出を打ち出していきたいところです。



小竹理事長

業界近況・組合PRについて

昨年、「熊野古道」が「高野山・吉野・大峯」と共に『紀伊山地の霊場と参詣道』として世界遺産登録されました。

白浜温泉から程近いこともあって、世界遺産を踏まえた“「白浜体験」の推進”を図りたいと思っています。

夏季限定の「メッセージ花火」、「キャンドルイルミネーション」と、いずれも大人気のイベントに加え、「南紀白浜湯めぐり」企画も好調です。

広域観光地や県観光連盟、旅行会社等との連携を図りながら、“白浜リピーター”の確保に向けて、様々な企画を打ち出していきたいと意欲をもっています。



組合所在地 〒649-2211
西牟婁郡白浜町1650番地の1
T E L 0739-42-2215
F A X 0739-42-3059
U R L <http://www.shirahama-ryokan.jp/>
設立年月日 昭和22年3月1日
組 合 員 数 25

平成17年度上半期

組合名	理事長	所在地	主な事業
協同組合和歌山県 旅行業協会	桃 原 哲 夫	和歌山市吉田432番地 TEL 073-427-0270	旅行商品の共同仕入・共同販売 旅行クーポン券の共同精算
粉河LPガス販売 協同組合	嶋 作 視	和歌山県那賀郡粉河町粉河 1759-6 TEL 0736-73-2201	液化石油ガスの共同販売・共同受注
吉備LPガス 協同組合	榎 本 聖	和歌山県有田郡吉備町 大字庄318番地 TEL 0737-52-3922	液化石油ガスの共同販売・共同受注
和歌山建栄協同組合	森 川 周 造	和歌山市毛見163番地 TEL 073-447-1635	副資材の共同購買、外国人研修生の共同受入
協同組合栄光	段 上 汎	和歌山県西牟婁郡すさみ町 周参見3353番地の1 TEL 0739-55-3206	繊維製品の共同受注、副資材の共同購買、外国人研修生の共同受入
紀州材木工協同組合	林 勝 彦	和歌山県田辺市中辺路町 近露字上川崎752番地の24 TEL 073-477-4759	木材の共同加工及び共同販売、外国人研修生の共同受入
和歌山建設開発 協同組合	北 崎 博 文	和歌山県日高郡印南町大字 山口字松葉108番5 TEL 0738-42-8239	土木工事業等の共同受注、土木建設資材等の共同購買
和歌山福祉企業組合	前 田 効 多 郎	和歌山市新堺丁38番地 TEL 073-424-8543	通所介護施設の経営

新規加入組合の紹介

資格業種	設立の目的
旅行業	国内旅行者の減少、インターネットや携帯電話の普及による流通・取引の変化に対応するため組合を設立
液化石油ガスの小売業	大口消費者の受注獲得並びに安全確保・作業効率の向上を目指す
液化石油ガスの小売業	大口消費者の受注獲得並びに安全確保・作業効率の向上を目指す
一般土木建築工事業、造園工事業、とび工事業又は木製建具工事業を行う事業者	各事業所で使用する消耗品(作業服・マスク等保護具・手袋等安全具他)の共同購買事業、研修生受入事業等を行うことにより、経営の合理化を図る。
成人女子・少女服製造業又はニット製アウターシャツ製造業を行う事業者	繊維製品の共同受注事業、消耗品（縫糸、ミシン針等）の共同購買事業等を行い、経営並びに生産の一層の合理化を目指す。
一般土木建築工事業、一般製材業又は大工工事業を行う事業者	間伐によって発生する不要な原木・小径木等を有効活用し新たな製品加工に共同で取り組むために我々製材関連業者が集まり組合組織を結成。
建設業法第3条第1項に定める一般建設業又は、特定建設業の許可を受け、土木工事業を行う事業者	我々建設事業者が結集し、共同受注による受注拡大や工事原価の引き下げを目指すと共に、共同購買等によるコスト削減や情報化への対応等単独事業者では困難な問題に対応していくため事業協同組合を設立。
本組合の目的に賛同し、自ら事業に参画できる個人であること	商業の中心部であるぶらくり丁周辺で、地域密着型の介護施設の経営を行う

全国先進組合事例

新潟県

体験教室の運営と地元食材を活かした食の工房を経営

さんぽく体験交流企業組合

所在地 〒959-3942
岩船郡山北町大字勝木1099

電話番号 0254-60-5050

FAX番号 0254-60-5151

設立 平成13年1月

出資金 1,150万円

組織形態 集中型企業組合

実施事業 各種体験教室の企画・運営、飲食部門経営、地元特産物の販売等

組合員 14人

従事組合員 12人

組合従業員 11人

URL <http://chuokai-niigata.or.jp/sanpoku-taiken/>

町の未来づくり構想から「ふるさと山北まるごと体験事業」が提唱され、過疎化対策や交流のための体験教室の運営と、地元食材を活かした飲食事業を行うため企業組合を設立

背景と目的

地域の過疎化対策として、山北町の未来づくり構想から「ふるさと山北まるごと体験事業」が提唱され、「山北未来づくり検討委員会」が発足。その委員会メンバーが発起人となり、ふるさと体験交流や地元食材のPRを目的に、体験教室の企画・運営と食の工房「かがり火」の経営に取り組むこととなった。



組合の特徴と事業概要

体験観光の拠点として、廃校となった中学校校舎を改修し、宿泊及び体験交流の場を設置することを町が決定。その施設の一部を借り受け、体験教室の運営と地元食材を活かした飲食店経営を行うため、地元若手有志が中心になり、山北町および新潟県中央会等のアドバイスを受け、企業組合を設立した。体験教室事業の内容は、そば打ち、絵本の読み聞かせ、絵皿や絵馬の絵付け、石饅の製造、海釣り、地域散策、ワイン講習会、スノーモービルなどがあり、それらを企画・運営している。また、食の工房「かがり火」では、地元食材のPRや食の山北ブランド確立を目的に飲食の提供を行っている。公的支援としては「にいがたグリーン・ツーリズム促進事業」および「都岐沙羅の元気づくり支援事業」から助成金を得ている。

▲ 体験交流施設 交流の館八幡

成果

平成15年度における体験教室の実績は、年間合計73回の開催で延べ1,616人の参加があった。飲食事業の実績は、来店客数が15,800人に達し、岩牡蠣や鮫鯨鍋コースが特に人気である。「旬・地物・安全」をキーワードに、季節に応じた食材の提供を行うことで、リピート客も増加している。これらの事業を通して山北町の知名度向上が図られ、地元食材のPRや食の山北ブランド構築にも大きく貢献した。また、組合が積極的に地域活性化事業に取り組んでいることが地域住民に評価されている。



▲ 食の工房「かがり火」



▲ かがり火店内

大阪府

ジャストタイム・ジャストセールスで販売機会ロスを削減
緑茶流通事業協同組合

所在地 〒566-0062

摂津市鳥飼上3丁目19-71

電話番号 0726-53-2341

FAX番号 0726-54-9051

設立 平成11年5月

出資金 700万円

組織形態 同業種同志型組合

地区 大阪府他1道6県

主な業種 茶類卸売業

組合員 8人

組合従業員 1人

URL <http://www.globe-tea.gr.jp>

SCM型ネットワークシステムを構築し、販売実績、工場における在庫情報、提案販売ツールを集約することにより適時・的確な営業を可能とし、販売機会ロスを削減する

背景と目的

長引く不況下において、大型流通業者の破綻など、早急に組合員企業の経営体質強化を図ることが必要であった。組合員の売上拡大を図るためには様々な方策が考えられるが、緑茶需要の頭打ち傾向など生活者のライフスタイルの変化や、組合員を取り巻く経済状況などから、緑茶の販売機会を的確に把握し、ロスなく、売れるべき時に着実に売っていくという方向で活路を見いだすべきであるという結論に達した。



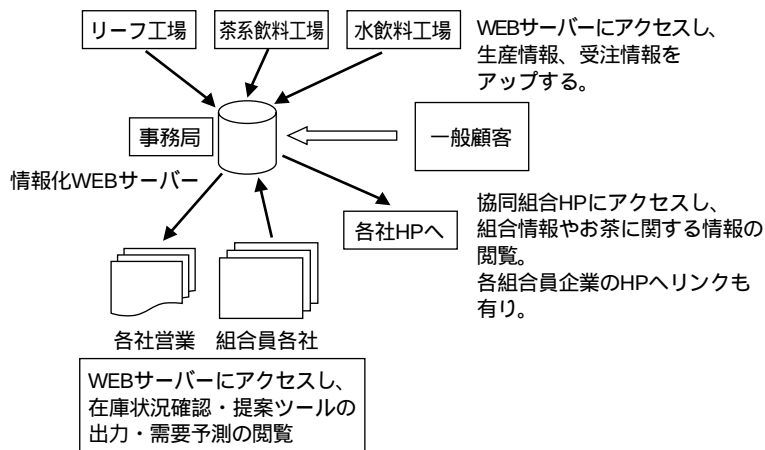
ITによる事業革新の内容

販売チャンスロスの削減を大きな目的として、SCM型ネットワークシステムを構築していった。やみくもに電子商取引的なシステムを構築するのではなく、自分達が置かれている状況と課題・問題点を熟知し、テーマを販売チャンスロスの削減に絞り込み、その実現に向けて、的確なシステムとなるよう構築していった点に成功の背景がある。具体的には「生産委託工場」「組合本部」「組合員企業」の3者を結ぶSCM型ネットワークシステムであり、「工場在庫情報のリアルタイムな把握」「販売実績データの公開」「提案営業ツールの掲載」などの情報が利用できるシステムである。

成果

量販店・小売店なども、現況の不況下において、なるべく多くの「販売のネタ」をもとめており、当該システムは、そのニーズに応えられるよう組合員の営業、提案販売活動をサポートしている。

また、提案営業ツールの活用や販売実績データの閲覧も可能となり、営業経験の浅い社員でも訴求力のある提案書の作成が可能となるなど「営業能力の平準化」が図られ、組合員の事業活動の総体的な効率化が図られている。



京都府

社寺・城郭等の伝統的装飾分野における良質の装飾品を製造
京 都 社 寺 鋳 漆 企 業 組 合

所在地 〒611-0041
宇治市槇島町吹前85-3

電話番号 0774-24-4489

FAX番号 0774-24-4489

設立 平成15年8月

出資金 200万円

組織形態 集中型企業組合

実施事業 社寺・城郭等の伝統的装飾分野
における良質の装飾品の製造

組合員 4人

従事組合員 4人

URL [http://](http://www.h6.dion.ne.jp/~hoshitu)

www.h6.dion.ne.jp/~hoshitu

社寺・城郭等の伝統的装飾を各専門分野の職人の知識・経験・技術を組合に持ち寄り、全ての工程を一貫して請負う。高い品質管理能力による良質の装飾品の製造を実現

背景と目的

組合員は、社寺・城郭等の伝統的装飾分野で有名な会社に勤務していたが、経営悪化によりやむなく離職することとなった。離職した4名は個々で独立するため模索していたが、現理事長の米田氏が、退職したほかのメンバーとともに京都府中央会へ相談したところ、資本と労働力を持ち寄り一つの事業に従事する企業組合が適しているとのアドバイスを受けた。これを参考に、以前の会社での経験とノウハウを最大限に生かせる同じ領域を事業内容として、企業組合を設立した。組合名には「京都」ブランドのカラーを強く出し、「社寺」で事業領域を明確にし、「鋳（金物）」、「漆塗」を中心的に展開するという意味が込められている。



組合の特徴と事業概要

伝統的建築物の修復は高度な知識・技術が求められ、設計・意匠・木型・金型などの専門職に分類されている。このため一貫処理が難しく、営業・設計・意匠・製作・施工を総合的に請け負う業者が極めて少ない。しかし組合では、旧来の慣習にとらわれず、組合員のみならず員外の各専門分野の職人の技術協力を得て、お互いの知識・経験・技術を組合に持ち寄り全ての工程の一貫した請負を実現した。組合の持つ高い品質管理能力を背景に、後世に残る良質の京都製装飾品を製造している。

成果

設立1年程度の業歴であるが、平成15年度に売上高5,255万円、経常利益20万円を達成した。設立時に組合員とならなかった各分野の専門職との連携もスムーズに行き、高品質を維持できたことが成功要因である。今までは「待ち」の仕事であったが、一貫工程での受注、積極的なリフレッシュ提案など「攻め」の姿勢で、新たなビジネスモデルを示したといえよう。課題は、社寺を中心とした伝統建築保持者にどのように伝えるかである。第2期には計画的な営業活動を行うこととしており、今後の成長が期待できる。また、初期段階でいかにシェアを獲得できるかが鍵と言える。



▲ 久安寺相輪のFRP製品検査



▲ 大阪城伏虎レプリカ墨差し作業

労使でお手伝いします。

地域の就職支援活動

和歌山県地域労使就職支援機構 (厚生労働省委託事業)

構成団体

- 連合和歌山
- 経営者協会
- 商工会議所連合会
- 商工会連合会
- 中小企業団体中央会

白浜・円月島

平成17年度 地域労使就職支援機構事業実施計画

労使連携による求人の確保
求人・就職情報の積極的提供
求職者ガイダンス・セミナー等の実施
新卒(予定者)に対する就職支援活動
ミスマッチ解消に向けた労使共同の取組み
ワークシェアリングの導入促進に向けた事業の推進

〒640-8227
和歌山市西汀丁26(県経済センター4F)

TEL.073-402-2111

FAX.073-425-5086

Eメール roushi.s.s.k@carrot.ocn.ne.jp

ホームページ

<http://www.waroushi.jp>

情報連絡員誌

8月分

D I (ディフュージョンインデックス) 値

D I 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

D I 値 = 増加(好転)割合 - 減少(悪化)割合

D I 値 > 0 ... 景気上向き

D I 値 = 0 ... 景気横ばい

D I 値 < 0 ... 景気下向き

業界景況 / 前月比

12.5ポイント改善

前年同月比の景気動向

増加・好転↑ 不変→ 減少・悪化↓

業 種	項 目	売 上 高	収 益 状 況	資 金 繰 り	業 界 景 況
製 造 業	食 料 品	↓	↓	↑	↓
	繊 維 同 製 品	↓	↓	→	↓
	木 材 木 製 品	↓	↓	↓	↓
	印 刷	↓	↓	↓	↓
	化 学 ゴ ム	↑	↓	→	↓
	窯 業 土 石 製 品	↓	→	→	→
	鉄 鋼 金 属	↑	↑	↑	↑
	そ の 他	→	↓	↓	↓
非 製 造 業	卸 売 業	→	→	→	↓
	小 売 業	↓	↓	↓	↓
	商 店 街	↓	↓	↓	↓
	サ ー ビ ス 業	↓	↓	↓	↓
	建 設 業	→	↓	↓	↓
	運 輸 業	↓	↓	→	↓
D I 値		- 37.5	- 50.0	- 30.0	- 60.0

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

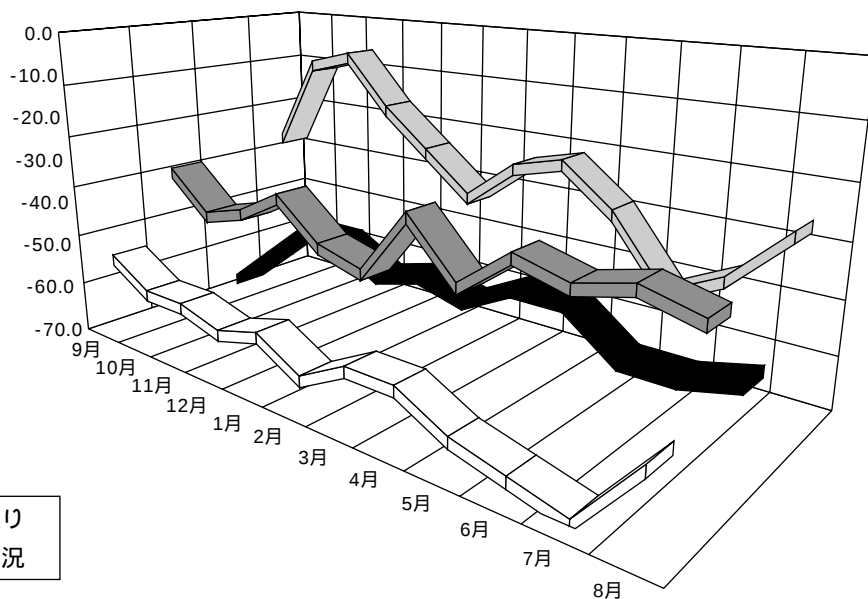
総 評

前年同月比における「業界景況」判断指数(D I 値: 景気動向指数)は、マイナス47.5ポイントであり、同7月調査と比べて12.5ポイント改善した。

同7月調査と比べ、「売上高」は10ポイント改善、「収益状況」は2.5ポイント改善、「資金繰り」は2.5ポイント悪化した。

8月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は17名、「悪化」との回答は21名で、「好転」との回答は2名であった。

年間D I 値
(前年同月比)
の推移



■ 売上高 ■ 資金繰り
■ 収益状況 □ 業界景況

● 製造業 ●

食 料 品	どの組合員事業所も前年比を割り込んでいる。しかしながら、低級品C級、格外品は割安感があり、売れている。その反面、高級品が在庫となっている。昨年の在庫を抱え、安くなった梅干を仕入できない業者が多く存在する。(梅干)
繊維・同製品	業況の厳しさに変化はない。原油価額の上昇により、原材料が値上がり傾向にあり、さらに厳しくなるかも。(ニット) 原油高により、原料コストが上昇している。業界としては、転嫁が難しい。シーズンインしたが、動きが悪い。(織物) 底辺横這い。(手袋)
木材・木製品	アルミサッシメーカーや建材商社が、中国で日本向けドアを製造、輸入するケースが増加し、競争により国内の販売価格が低下している。(建具) 第19回和歌山県家具産地展(10月1日・2日開催予定)に向けて、準備推進中。(家具)
化 学 ゴ ム	販売量(生産量)、売上金額共に変化はないものの、原料価格の高騰による収益悪化が著しい。(化成品)
鉄 鋼 ・ 金 属	業界は各社共にフル生産の状態ですが、協力企業には依然厳しい状態です。仕事の量は増えていますが・・・。(住金協力)

● 非製造業 ●

卸 売 業	8月度は特化した変化は見られません。和歌山市内、田辺市周辺はかなり好況であったが、紀北、新宮方面は苦しい状況でありました。依然として、オール電化はメーカーが新製品を打ち出し、好況のまま推移しております。(電設資材)
小 売 業	今年の暑さ、クールビズなどによる軽装のため、我が業界の需要が例年に比べ、落ち込んでいる。(時計) 築映が閉館した。和歌山一栄華を誇った町ぶらくり丁界限には、もう映画館はない。60年前焼け野原の中から、復興という言葉を書き、文化を守り、伝統を継承して戦前以上の繁華街を創り上げたが、新しい文化の創造をテーマに、郊外への大型店、ショッピングセンターの進出で、市民、顧客の支持を失い、閑散商店街となった。(和歌山市) 8月は年間で売上が低い月でもあり、また、バーゲンを続行している店舗もほとんどですが、今年の暑い夏が続き、良い業況にはまだまだの感じで、毎日が過ぎていきます。(田辺市)
サ ー ビ ス 業	個人も企業も今は何が起きてもおかしくない時代です。過去も好不況の繰り返しでしたが、何か底堅いものを感じることができました。今の平成不況は、特にレジャー産業において衝撃が大きく、簡素化され、割安感のある海外旅行に人気を奪われている。(旅館) 対前年同月比で、宿泊人員(100.1%)、総売上料金(94.3%)、1人当たり消費単価(94.2%)、総宿泊料金(89.1%)、1人当たり宿泊単価(86.8%)。1~8月の宿泊人員で見ると、16年は739,294人、17年は688,775人で50,519人の減(-6.8%)である。宿泊人員は辛うじて100.1%であったが、昨年8月の宿泊人員は平成15年同月比95.3%であり、回復したとは判断し難い。また、1人当たり宿泊単価の大幅な下げは、集客のための低料金化がその一因であるとも推測される。(白浜旅館) 8月は低調で、大きな変化なし。(田辺自動車)
運 輸 業	いつも報告している通り、原油の値上がりが大きく、運賃に反映できる状態ではないため、経営は大変である。毎月軽油の値上げが続くと、倒産会社が増えるのではないかと。(和歌山市) 各元売より8月分の卸価格が一斉に発表されました。前月に続き連続での改定となり、昨年4月から数えますと8回目の改定となります。今後の見通しとしては、後進国の経済成長と原油需要がどの程度原油相場に反映するかと、9月以降灯油在庫の確保がどの程度重油、軽油の価格に影響するかで変化するものと思われます。業界も度重なる燃料コストの上昇と環境問題における新規の設備投資や高速道路の通行料金体系の変化等で、事業開始以来大変な環境変化での対応に苦慮していることは承知しておりますが、あまりにも大幅な仕入価格の連続上昇ゆえ、運送業界は厳しい状況が続く。特に盆以後軽油も値上げ後暇である。運賃も安く、荷物の量も少ない。組合員は苦しい。(有田トラック)

実施共済制度一覧

マキシムR (逓増定期保険)

損金で落としながら有退時の
役員退職金の準備が出来ます

総合保障プラン

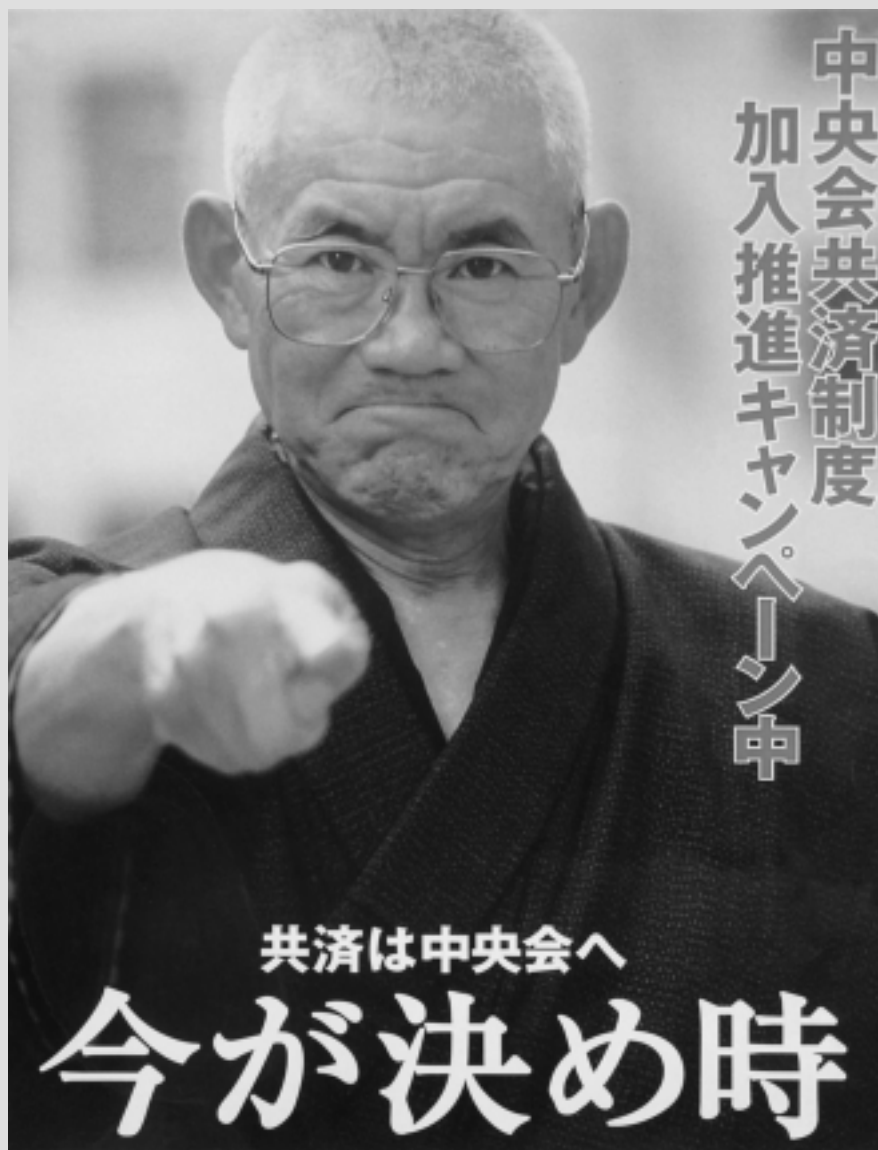
集団割引なのでどこよりも安
い掛金で、高額保障・高額医
療保障

年金共済 (拠出型企業年金保険)

高齢化社会に備え、老後生活
資金が準備できます(個人年
金保険料控除適用可)

特定退職金共済制度

大企業並みの退職金制度の確
立で、優秀な人材の確保を



中央会共済制度
加入推進キャンペーン中

共済は中央会へ
今が決め時

共済受託会社

三井生命保険株式会社

和歌山統括営業部 和歌山市北汀丁7番地

TEL 073-433-3806 FAX 073-431-5280

火災共済

和歌山県火災共済協同組合・和歌山県中小企業共済協同組合

普通火災共済 火災 落雷 破裂・爆発 風災・雪災
総合火災共済 上記 ~ 及び 物体の落下・衝突 騒じょう・労働争議 水ぬれ 盗難 水災 } 担保されます

自動車事故見舞金共済

他の保険と無関係で加入車種に係る人身事故の場合、契約者に共済金が支払われます。

保障金額 (給付総額は300万円が限度です。)

給付内容	保障金額	備考
死亡共済金	300万円	被害の日から180日以内の死亡(1事故につき300万円)
後遺障害共済金	10万円～300万円	後遺障害共済金
医療入院	1日につき3,000円 複数傷害者でもよく12,000円限度	300万円限度・365日限度
共済金退院	1日につき1,500円 複数傷害者でもよく12,000円限度	実通院、往診を受けた日数・300万円限度・365日限度

加入車種と共済掛金 (1年間の掛金)

車種	掛金額
自家用軽乗用自動車	5,500円
自家用軽貨物自動車	5,500円
自家用乗用自動車	11,000円
自家用小型貨物自動車	11,000円
自家用普通貨物自動車	2t以下 17,000円
"	2t超 27,000円

問合先・和歌山市西汀丁26番地 TEL(073)431-3288(代)

富士火災の 和歌山県中央会集団扱制度

和歌山県中央会集団扱制度とは、各種損害保険を一般で加入するよりも保険料が最大約9%安くなる お得な保険制度です。

保険種類・払込方法により異なります。

グループ傷害保険

経営安心部長 

労災認定を待たずに保険金をお支払い！

従業員の入替りや人数の増減の際にも報告や精算が不要！
(売上高方式の場合)

通勤途上や経営者の業務上災害も補償！

特約により24時間補償、病気死亡による葬祭費用も実費補償！

葬祭費用保険金は建設業の場合下請負人およびアルバイト・パートは被保険者に含まれません。

入院・通院保険金は1日目からお支払い！

特約により地震などの天災を補償！

建設業の場合、下請負人担保・経営事項審査の加点対象！
経営事項審査の加点となるのは、一定の条件を充足した場合のみです。

グループ傷害保険

入院医療保険金支払特約付帯

新 経営安心部長 

お工作中的ケガはもちろん、日常の病気入院も補償！

年齢・性別・職業に関係なく保険料は一律！

入院医療保険金特約にかぎります。

医師の診査は不要。各人の告知も不要！

被保険者数が5名以上の場合に限りです。

記名不要の人数式契約で、人の入替え時もスムーズ！

全員付保の場合に掛金は全額損金処理が可能！

被保険者数5名以上かつ全員付保（一部例外を除く）が条件となります。

医療保険

医療費用担保特約付帯

24時間
建保 

ケガまたは病気により日本国内で一泊2日以上入院した場合
健保の3割自己負担分をお支払いします！

差額ベッド代をお支払いします！（日額15,000円限度）

入退院時の交通費をお支払いします！

ホームヘルパー費用、付添看護費用をお支払いします！

最先端技術の高度先進医療費用をお支払いします！

この広告の内容は概要の説明です。詳しくは、弊社担当者社員・代理店にご照会ください。

 富士火災海上保険株式会社

本社
〒542-8567
大阪市中央区南船場1-18-11
TEL 06-6271-2741（大代表）
HOME PAGE
<http://www.fujikasai.co.jp>

東京本社
〒104-8122
東京都中央区銀座2-12-18
TEL 03-3542-3911（大代表）

相談窓口のご案内
0120-228-386
24時間受付
保険もしもコール

事故の受付・ご相談は
0120-220-557
24時間365日事故受付相談サービス



南紀立間戸谷



和歌山県中小企業団体中央会

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地
和歌山県経済センター7階

TEL 073-431-0852

FAX 073-431-4108

URL <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/>

E-mail info@chuokai-wakayama.or.jp